

令和3年度第2回 旭川市雪対策審議会 会議録

- 1 開催期間 令和3年5月28日(金)から令和3年6月18日(金)まで
- 2 開催場所 書面開催
- 3 参加者 【委員】15名
阿部委員, 飯野委員, 井上委員, 遠藤委員, 大野委員, 奥平委員, 葛西委員, 田中委員, 谷委員, 堤委員, 富樫委員, 中田委員, 平島委員, 三原委員, 若栗委員
- 4 議題 (1)旭川市雪対策基本計画の計画期間について
(2)旭川市雪対策基本計画の改定素案について
- 5 資料 次第
資料1 旭川市雪対策基本計画の計画期間イメージ
資料2 旭川市雪対策基本計画見直しの方向性
資料3 旭川市雪対策基本計画改定素案
別紙 令和3年度第2回雪対策審議会における意見調書
- 6 意見等 別紙のとおり

意見等

議題(1)旭川市雪対策基本計画の計画期間について

意見数	意見内容
9	ア 計画期間を総合計画に合わせ令和9年度まで3年間延長する。
6	イ 計画期間は変更せず令和6年度までとする。
0	ウ 計画期間を()年間延長する。
0	エ その他

議題(2)旭川市雪対策基本計画の改定素案について

ページ	御意見・御質問	回 答
30	統合により地区の除雪がおろそかにならないか？住民が不安にならないようにPR活動が大切だと思う。	発注形態は変更しますが、これまで同様に除雪センターを配置し、令和2年度試行の検証を踏まえ、課題を改善します。除雪連絡協議会を通じてPRしますが、「2-4 雪対策における情報発信の推進」に掲載しているため、本取組の条文には加えない考えです。
30	(1)企業の除雪事業への参入意欲の促進 …業務内容や発注形態の見直しを行うと同時に、実態に即した設計積算及び諸経費を見直し、企業負担の軽減や…	アクションプログラムに「諸経费率や積算・精算手法の見直しの検討」に取り組むものとしているため、計画本文には加えない考えです。
30	○ 除雪業務の通年化と複数年契約を除雪業務の適正化と複数年契約に変更し、説明文を以下のようにする。 …業務の通年化を図り、…を…業務の通年化や委託内容の精査、委託料の適正化を図り、… 理由 除排雪体制の確保のため気象状況や市民ニーズ、経済状況を踏まえた委託内容を精査するとともに、企業の安定経営のために委託料の適正化を進めることが必要である。	委託内容は業務委託仕様書に定めるものであり、委託料は業務委託仕様書に基づき積算するものであるため、計画本文には加えない考えです。
30	○除雪業務の入札参加企業への受注機会の拡充 除雪機械オペレータや除雪作業員の雇用を維持するため、通年業務が必要条件であることから、夏期土木工事(4月～10月)の受注機会の拡充を図ります。	計画本文で内容を網羅しており、具体的な内容を明記する必要はないと考えます。
30	除雪業者の新規参入も必要だが、旭川近郊のダンプ総稼働台数が減少する中で、業者増により排雪集中時期のダンプ不足が深刻になると予測される。 本年散見された違法白ナンバーの排除、排雪時期方法の見直し、地方ダンプ確保のため、補助制度の検討、ダンプ提供業者への補償制度、積算単価の見直しで(休日単価など)ダンプ業者が必要台数を安定的に提供できる体制を維持できるようにする。	P34「(3)近郊の雪堆積場の確保」に関連する内容ですが、排雪ダンプトラックは除雪企業が確保するもののため、本市では近郊の雪堆積場の確保を推進するものとしています。 排雪ダンプトラックの確保に繋がるオペレータの確保として、P35「(4)次世代への除雪技術の継承」において、本年度から大型運転免許を対象に加えた「運転免許取得支援事業補助制度の拡充」を次回審議会にて提案する改定素案に加える予定です。 積算単価の見直しや補償制度は、アクションプログラムに「諸経费率や積算・精算手法の見直しの検討」や「新たな最低補償制度の継続と検証」に取り組むものとしているため、計画本文には加えない考えです。

40	生活道路の15センチの除雪出動は変えないで、圧雪管理は30センチから15センチ以下にして、ザクザク路面を発生させない。現在夜間除雪だが、昼間も出動するようにすれば目に見える除雪対応となる。	除雪出動基準及び除雪管理基準は、「効率性・経済性・費用対効果も含めて検討していく」との方向性が示されており、今後、試行的取組と検証を行う予定のため、計画本文に具体的内容を明記しない考えです。
40	近年、3月・4月あたりから雪が融け始めてザクザク路面になっているので、今後そこをどう対策していけばよいか検討し、その対策案を計画に入れてもよいと思う。	同上
40、42	わだち路面やザクザク路面での交通障害での事故の多さ。出動回数や車両の老朽化は今後の課題で、安心して暮らしやすいことが望ましい。	同上
40、42	気候変動を踏まえた圧雪管理とするためには、管理基準の見直しは必要と思う。月単位での基準を設けてはどうか。	同上
48	地域で夏に行っている防犯パトロールを冬の除雪安全パトロールとして行ってもらおう。	パトロールの手法については、地区除雪連絡協議会などを通じて地域で柔軟に対応できるようにするため、計画本文に具体的な内容を明記しない考えです。
48	「生活道路の優先関係が明らかではない交差点においては、右側の見通しの改善を図れば、少しでもお互いの車両の安全を図ることができるため右側の見通し確保が重要」とのことと思うが、歩行者保護の観点からもできるだけ両方向の見通しを改善してほしい。	その年の気象状況にもよりますが、両方向の見通しを確保することを前提に、どちらかといえば右側を優先するといった表現のため、素案どおりとする考えです。
48	交通量、危険度合いに応じて優先順を決める必要はあると思う。地区ごとにリスクマップ的なものを作成してみるなど。	P89「〇冬みちマップの作成」に掲載しているため、本取組の条文には加えない考えです。
48	雪の降り方は、地域によって差があることで、除排雪の回数など道路幅や交差点での雪堆積量の問題点は多いと思う。生活していくためには地域での安全性が望ましい。	P48「地域住民のパトロールにより確認した見通しの悪い箇所や、通学路など優先的に見通しを確保する箇所を予め選定し、雪処理を強化することにより、交差点の見通しを確保します。」としており、素案どおりとする考えです。
50	要望処理専門セクションは、ぜひ設置してほしい。苦情が多いのは、玄関前においていた雪、ザクザク道路の時と時期が明確なため、そのときに増員できると思う。地域からの電話交換員の要請についても考えてもらう。	要望処理専門セクションの設置については、今後検討を行うこととしているため、計画本文に具体的内容を明記しない考えです。
50	〇苦情や要望の処理体制の・・・ ・・・苦情や要望の情報を音声ガイダンスや通話記録するなど・・・	市民から寄せられる情報を苦情と表現していないため、素案どおりとする考えです。 音声ガイダンスについては、計画本文に具体的内容を明記しない考えです。
50	メールフォーム等により要望を受付する。電話対応の比重を軽くする。通話録音と録音している旨を相手に通知することは必須。	要望の受付手法については、様々な手法の中から柔軟に選択できるようにするため、計画本文に具体的な内容を明記しない考えです。

63	毎年必要以上の雪堆積場を確保するのは予算の関係からも必要ないと思うが、天候の長期予報により堆積場所について柔軟な変更ができる体制を構築できればよりよいと思う。	その年の気象状況に応じて柔軟に対応するといった内容にしており、素案どおりとする考えです。
63,64	効率の良い排雪作業のために、近距離の雪処理施設の確保を求める。 店舗・事業所の雪処理費用の負担を検討するのであれば、初めから遠距離を指定し、近距離の処理施設はセンター管理とし、国・振興局管理の施設についても、受入可能量は数字からは判断できないが、旭川市と共有できるようにする。	地区内の雪処理を基本とすることにより、公共排雪の近距離での受入れを優先していると考えていますが、市民に開放する雪処理施設は、課題を整理できた箇所に配置している状況のため、必ずしも公共排雪の受入れを優先できないことから、素案どおりとする考えです。
71	自分の敷地内から雪を出さないようにするために、旭川冬まつり期間において、市で主催する「雪だるまコンテスト」を実施し、住宅敷地内で親子で雪だるまを制作して地域の方に見てもらい、賞を決めて、3月の雪融けまで飾ってもらう。	雪置き場や融雪施設の設置を促進する取組の具体的な取組方法については、アクションプログラムに定める予定のため、計画本文に具体的内容を明記しない考えです。
86	除雪車両貸出制度は、年に1度、両方無料として、利用件数を上げるべきだと思う。	支援制度については、「パートナーシップの視点を取り入れながら現行制度の見直しや拡充を行っていく」といった方向性が示されており、今後の検討事項として「利用しやすい制度への見直しや、多様な情報媒体による市民周知の徹底を図ります。」との計画本文どおりとする考えです。
86	1シーズン1回を2回にしてはどうか。町内会の役員の高齢化に伴い、範囲の広さにもよるが足りないと思う。	同上
86	除雪車両貸出については、あまり理解されていないようなので、広く周知してはどうか。	同上
94	除雪パトロールについては、夏の防犯パトロールと同様に警察官・除雪センター職員・土木事業所職員と同行して行うことを提案する。違法駐車・家の敷地からの雪出しは、住民同士ではなかなか注意できないので、ぜひお願いしたい。	P94「警察と連携したパトロールなどを強化し、悪質な道路への雪出しに対する指導や路上駐車への対策を徹底します。」との計画本文どおりとします。
94	悪質な者に対しては警察としても指導・警告や検挙について考えていかなければならないと思う。今後も旭川市や住民と連携して道路の雪出しをなくすための活動を推進していく。	同上
94	○規制体系の検討 悪質な道路への雪出しやマナー違反者の対応として、条例の策定や施行規則等の適用を検討します。	雪に関する条例については、「条例化は懸案事項として検討していく」との方向性が示されており、中間見直しに目処がたった後に検討を進める予定のため、計画本文に具体的内容を明記しない考えです。
94	条例化し、罰則規定等を設けなければ減らないと感じる。	同上

94	<p>パトロールの実施は各町内会か。道路への雪出しについては、大雪のときなど若い人に限らず毎日家にいる人も少なからず道路に出していると思う。雪の捨て場がないのが現状なので、私有地の確認と空き地・公園の開放を市がするべきだと思う。</p>	<p>パトロールは、市民・除雪企業・行政が連携して行うほか、悪質な場合は警察とも連携します。P90「地域の雪押し場については、行政が協力や支援を行いながら、地域主体で融雪後のごみ清掃や夏場の草刈りなど管理の充実を行い、土地所有者や周辺住民の理解を得ることで、地域の雪押し場の確保を図ります。」との計画本文どおりとします。</p>
108	<p>除雪弱者への支援については、行政の様々な制度によって行われているが、支援の対象者が異なっていたり、支援を行う者が、除雪事業者やボランティア、市民委員会、町内会、地区社会福祉協議会などで、支援者に対する行政からの支援の方法、さらに支援を受ける場合に無償のもの有償のものなど、担当する部署も異なり、制度によりまちまちとなっている。今一度、市民が受けられるサービスを比較検討できるよう体系的にまとめて整理を行い、市民のニーズを踏まえ、関係部署が一緒になって見直しに取り組んでいただきたい。</p>	<p>P105「○自助・共助の機能強化」において、「連携強化の手法」に行政の関係部署も含んでいるため、素案どおりとする考えです。</p>